

第7回県議会議員の選挙区等検討委員会

- 1 熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）について
- 2 熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例（案）について

【事務局説明】

資料1の1ページをご覧ください。

「熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）」です。これは、県議会議員の総定数を49人から1人減じて48人とする条例です。

附則ですが、この条例は、公職選挙法の改正と同じく、平成27年3月1日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用いたします。

資料2の1ページをご覧ください。

「熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例（案）」です。この条例では、現行の「熊本県議会議員の選挙区及び各選挙区における定数に関する条例」を全部改正します。

今回の公職選挙法の改正前においては、県議会議員の選挙区は、同法第15条第1項で「郡市単位」とされていましたが、今回の改正により、「市、隣接する市町村又は隣接する町村」を基本とすることとなったため、条例に選挙区だけでなく、選挙区の区域を記載する必要が生じました。これを受け、現行条例の全部を改正するものです。

「公職選挙法第15条の規定に基づき、県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区において選挙すべき議員の定数を次のように定める。」としています。表では、左から選挙区、選挙区の区域、議員定数をそれぞれ記載しています。

3ページの新旧対照表をご覧ください。

改正点をアンダーラインで示しています。まず、選挙区と議員定数について説明します。

熊本市中央区選挙区・熊本市東区選挙区・熊本市北区選挙区を合区して熊本市第一選挙区とし、議員定数を12人とするとともに、熊本市西区選挙区・熊本市南区選挙区を合区して熊本市第二選挙区とし、議員定数を5人とします。

また、宇城市選挙区と下益城郡選挙区を合区して宇城市・下益城郡選挙区とし、議員定数を現行どおり2人とします。さらに、鹿本郡選挙区を削除します。

他の選挙区につきましては、従来どおりとし、各選挙区及び議員定数は、記載のとおりです。また、表の2列目に選挙区の区域欄を設け、それぞれ選挙区の区域を記載しています。

附則につきましては、先ほどの総定数を定める条例と同様です。

【結論】

「熊本県議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例（案）」及び「熊本県議会議員の選挙区、各選挙区の区域及び各選挙区における定数に関する条例（案）」については、案のとおり全会一致で決定。

3 その他

(1) 選挙公報について

【委員等の主な意見】

- ・選挙公報のあり方については、市町村と齟齬がない方法で実施するよう、コスト面も含めて議会運営委員会等で議論してもらうよう要望する。
- ・今回の選挙区等の検討にあたっては、充分論議して条例改正に至ったが、特に政令市である熊本市民には、市議会議員と県議会議員の選挙区の区別や、何故にこのような組み合せになったのかが分りにくい。特に高齢者の方にはわからない部分があるので、しっかりと広報に努めてもらいたい。選挙公報を含めて今後の県民に対する周知のあり方を検討してもらうよう要望する。

- ・<委員長>

選挙公報については、平成23年の2月議会の総務常任委員会でも質問があつた。予算もかかることなので公報の方法などについて、総務常任委員会で議論をしてもらいたい。

- ・<選挙管理委員会>

来年度の当初予算で計上を考えている。新聞折り込み、ミニコミ誌や情報誌等への掲載により、数回に分けて、熊本市を中心に周知をしていきたいと考えている。

(2) 委員長確認事項

- ① 今後の選挙区等の検討については、前回の検討委員会で意見をいただいたとおり、次々回すなわち平成31年に行われる一般選挙までに、市町村の人口の増減や飛び地の状況等を踏まえて、市町村の任意合区についてきちんと時間を取り、十分な論議をして意見の集約を図っていく必要がある。
- ② 本日決定した各条例案については、2月定例会に議員提出議案として上程する。なお、上程については、2月定例会の閉会日に開催される議会運営委員会に諮る。
- ③ 検討委員会での協議結果の議会への報告については、議長に文書で報告し、議長が検討会から報告があった旨本会議で報告する。また、報告書の文案については、委員長に一任する。
- ④ 人口の増減等を踏まえた市町村の任意合区に係る検討・意見の集約の必要性についても報告書に明記する。

【結論】

上記の事項を委員会の総意として確認し、「県議会議員の選挙区等検討委員会」を終了した。